**平成２３年（フ）第６３３８号**
東京都葛飾区西水元５丁目17―３　ふじもり５号202
債務者　木村　真一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３４１号**
東京都町田市中町３丁目６―23―104
債務者　小笠原佳人
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３４２号**
東京都江戸川区中葛西２丁目26―12―301
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３４７号**
東京都中野区上高田２丁目46―13―103
債務者　片岡　邦行
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３４８号**
東京都多摩市和田407―５　フェリス聖蹟Ｖ102
債務者　喜多　　泉
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３４９号**
千葉県船橋市東船橋７丁目８―２―202
債務者　古宮　俊一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３５０号**
東京都豊島区雑司が谷３丁目19―25　飯田方
債務者　斎藤　永義
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３５２号**
東京都練馬区西大泉３丁目18―27―105
債務者　高橋　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３５３号**
埼玉県久喜市桜田４丁目20―14
債務者　塚田　幸男
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３５４号**
神奈川県厚木市旭町１丁目38―７―505
債務者　二宮　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３５５号**
東京都東村山市栄町２丁目４―１―305
債務者　藤田真奈美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３５６号**
千葉県茂原市六ツ野2893―５
債務者　渡辺　邦二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３５７号**
東京都墨田区向島２丁目14―５―102
債務者　池口　裕香
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３５９号**
東京都杉並区下井草４丁目18―23
債務者　上野　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３６０号**
東京都杉並区高円寺南３丁目６―10―105
債務者　亀山　洋子（旧姓深尾）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６３６３号**
東京都墨田区向島１丁目27―14―401
債務者　田垣　嘉伸
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部